

# 宮津市公報

平成30年1月4日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 34 宮津市印鑑条例の一部を改正する条例 ..... 1  
35 宮津漁師町観光商業センター条例 ..... 1  
36 宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 ..... 3  
37 宮津市簡易水道事業を宮津市水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例 ..... 3  
38 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 ..... 4  
39 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ..... 4

### 規 則

- 23 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則 ..... 11  
24 宮津市B & G海洋センター条例施行規則 ..... 12

### 告 示

- 134 宮津市台風18号被災者義援金配分委員会設置要綱 ..... 14  
135 宮津市お試し住宅事業実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 15  
136 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（梅ヶ谷自治会） ..... 15  
137 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 ..... 16  
138 宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 ..... 16  
139 宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 ..... 16  
140 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小字獅子区） ..... 16  
141 宮津市公の施設の指定管理者の指定 ..... 17  
142 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届 ..... 18

### 公 告

- 60 公示送達 ..... 18  
61 平成30年度宮津市職員採用候補者名簿搭載試験【後期試験】の合格者 ..... 18  
62 公示送達 ..... 19  
63 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 19

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 18 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 19  
19 宮津市公の施設の指定管理者の指定 ..... 19

### 公 平 委 員 会

#### 《告 示》

- 1 宮津市公平委員会委員長の選任 ..... 20



## (許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例、規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき。
- (4) その他指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

2 前項第1号から第3号までに該当し、同項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

## (利用料金等)

第6条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 使用者は、市長が使用の許可を行ったときは、第1項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を市に納付しなければならない。この場合において、使用料の減免等については、利用料金の例によるものとする。

## (利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

## (開所時間等)

第8条 センターの開所時間及び休所日は、規則で定める。

## (特別の設備等)

第9条 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備を設置し、当該施設に変更を加え、又は備付け以外の器具の持込み利用をするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備等を備えさせることができる。

## (目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

## (原状回復)

第11条 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は使用の許可若しくは第9条第1項の許可が取り消されたときは、原状に復さなければならない。ただし、相当の事情があると指定管理者が認めた場合においては、原状回復に要すると指定管理者が認める費用の負担をもって、これに代えることができる。

## (遵守事項)

第12条 使用者及びセンターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、センター内の規律を守り、この条例、規則その他指定管理者の指示に従わなければならない。

## (賠償責任)

第13条 使用者等は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

## (委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(準備行為)
- 2 第6条第2項の規定による利用料金の額の設定は、この条例の施行の日前においても当該規定の例により行うことができる。  
(宮津市食品卸売センター条例の廃止)
- 3 宮津市食品卸売センター条例(平成2年条例第16号)は、廃止する。  
(重要な公の施設に関する条例の一部改正)
- 4 重要な公の施設に関する条例(平成2年条例第3号)の一部を次のように改正する。  
第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条に次の1号を加える。

(12) 宮津漁師町観光商業センター

別表(第6条関係)

センターの利用料金の上限の額

| 区 分        |                  | 上限額    |
|------------|------------------|--------|
| 飲食・物販・加工施設 | 使用面積1平方メートルにつき1月 | 3,000円 |
| 体験工房       | 使用面積1平方メートルにつき1月 | 3,000円 |

備考 利用料金は、共益費を含むものとし、光熱水費は実費相当額として別途加算する。

\* \* \*

宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第36号

宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例(昭和62年条例第8号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市簡易水道事業を宮津市水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第37号

宮津市簡易水道事業を宮津市水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例

(宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例の廃止)

第1条 宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例(昭和61年条例第9号)は、廃止する。

(宮津市特別会計設置条例の一部改正)

第2条 宮津市特別会計設置条例(昭和62年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2条中「前条第2号、第4号及び第5号」を「前条第3号及び第4号」に改める。

(宮津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 宮津市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 給水区域は、次に掲げる市の区域であって厚生労働大臣の認可を受けた区域とする。

本町、魚屋、新浜、宮本、万町、京街道、大久保、柳縄手、島崎、金屋谷、小川、万年、万年新地、池ノ谷、蛭子、宮町、白柏、河原、住吉、漁師、川向、杉末、鶴賀、外側、中ノ丁、吉原、

安智、木ノ部、馬場先、京口町、京口、松原、獵師、鍛冶、滝馬、宮村、惣、皆原、山中、波路、波路町、獅子崎、浜町、小田、喜多、今福、新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子、銀丘、鏡ヶ浦、由良、石浦、須津、文珠、江尻、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分、日置、畑、下世屋、松尾、上世屋、田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、奥波見、日ヶ谷

第2条第3項中「15,500人」を「18,100人」に改め、同条第4項中「8,980立方メートル」を「12,200立方メートル」に改める。

(宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第4条 宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(簡易水道事業の用に供する水道の場合は、市長)」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第38号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

————— \* \* \* —————

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第39号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「100分の162.5」とする」を「100分の167.5」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

| 職員の<br>区分              | 職務<br>の<br>級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     |
|------------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                        |              | 号給      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用<br>職員以<br>外の職<br>員 |              | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                        | 1            | 142,600 | 192,700 | 228,900 | 262,000 | 288,000 | 318,500 |
|                        | 2            | 143,700 | 194,500 | 230,500 | 263,900 | 290,200 | 320,700 |
|                        | 3            | 144,900 | 196,300 | 232,000 | 265,700 | 292,500 | 323,000 |
|                        | 4            | 146,000 | 198,100 | 233,600 | 267,800 | 294,600 | 325,200 |
|                        | 5            | 147,100 | 199,700 | 235,100 | 269,600 | 296,600 | 327,400 |
|                        | 6            | 148,200 | 201,500 | 236,800 | 271,500 | 298,900 | 329,400 |
|                        | 7            | 149,300 | 203,300 | 238,300 | 273,400 | 301,200 | 331,600 |
|                        | 8            | 150,400 | 205,100 | 239,900 | 275,500 | 303,400 | 333,800 |
|                        | 9            | 151,500 | 206,800 | 241,200 | 277,600 | 305,400 | 335,800 |
|                        | 10           | 152,900 | 208,600 | 242,700 | 279,600 | 307,700 | 338,000 |
|                        | 11           | 154,200 | 210,400 | 244,300 | 281,700 | 309,900 | 340,000 |
|                        | 12           | 155,500 | 212,200 | 245,700 | 283,700 | 312,200 | 342,200 |
|                        | 13           | 156,800 | 213,600 | 247,200 | 285,700 | 314,300 | 344,000 |
|                        | 14           | 158,300 | 215,400 | 248,700 | 287,800 | 316,400 | 346,000 |
|                        | 15           | 159,800 | 217,100 | 250,000 | 289,800 | 318,600 | 348,100 |
|                        | 16           | 161,400 | 218,900 | 251,400 | 291,800 | 320,700 | 350,100 |
|                        | 17           | 162,700 | 220,600 | 252,900 | 293,700 | 322,700 | 351,800 |
|                        | 18           | 164,200 | 222,300 | 254,600 | 295,700 | 324,700 | 353,800 |
|                        | 19           | 165,700 | 223,900 | 256,300 | 297,800 | 326,700 | 355,600 |
|                        | 20           | 167,200 | 225,500 | 258,100 | 299,800 | 328,700 | 357,500 |
|                        | 21           | 168,600 | 227,000 | 259,700 | 301,800 | 330,500 | 359,500 |
|                        | 22           | 171,300 | 228,700 | 261,500 | 303,900 | 332,600 | 361,400 |
|                        | 23           | 173,900 | 230,300 | 263,200 | 305,900 | 334,600 | 363,400 |
|                        | 24           | 176,500 | 231,900 | 264,900 | 308,000 | 336,700 | 365,300 |
|                        | 25           | 179,200 | 233,100 | 266,900 | 309,700 | 338,100 | 367,300 |
|                        | 26           | 180,900 | 234,600 | 268,800 | 311,800 | 340,000 | 369,200 |
|                        | 27           | 182,600 | 236,000 | 270,600 | 313,800 | 341,900 | 371,200 |
|                        | 28           | 184,300 | 237,300 | 272,400 | 315,800 | 343,800 | 373,200 |
|                        | 29           | 185,800 | 238,600 | 274,100 | 317,600 | 345,500 | 374,700 |
|                        | 30           | 187,600 | 239,800 | 276,000 | 319,600 | 347,400 | 376,500 |
|                        | 31           | 189,400 | 240,800 | 277,900 | 321,700 | 349,300 | 378,300 |
|                        | 32           | 191,100 | 242,000 | 279,600 | 323,800 | 351,100 | 379,900 |
|                        | 33           | 192,700 | 243,300 | 281,200 | 325,100 | 353,000 | 381,700 |
|                        | 34           | 194,200 | 244,500 | 283,100 | 327,100 | 354,800 | 383,100 |
|                        | 35           | 195,700 | 245,700 | 284,900 | 329,000 | 356,600 | 384,600 |
|                        | 36           | 197,200 | 247,000 | 286,800 | 331,100 | 358,300 | 386,200 |
|                        | 37           | 198,500 | 247,900 | 288,400 | 333,000 | 359,700 | 387,600 |
|                        | 38           | 199,800 | 249,300 | 290,100 | 334,900 | 361,000 | 388,800 |
|                        | 39           | 201,100 | 250,700 | 291,900 | 336,900 | 362,400 | 390,000 |
|                        | 40           | 202,400 | 252,200 | 293,700 | 338,800 | 363,800 | 391,100 |
|                        | 41           | 203,700 | 253,600 | 295,300 | 340,700 | 365,100 | 392,200 |
| 42                     | 205,000      | 255,000 | 297,000 | 342,600 | 366,000 | 393,400 |         |

|    |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 43 | 206,300 | 256,400 | 298,500 | 344,400 | 367,100 | 394,600 |
| 44 | 207,600 | 257,700 | 300,100 | 346,300 | 368,200 | 395,700 |
| 45 | 208,800 | 258,900 | 301,700 | 347,800 | 369,000 | 396,400 |
| 46 | 210,100 | 260,200 | 303,400 | 349,200 | 369,900 | 397,100 |
| 47 | 211,400 | 261,600 | 305,000 | 350,700 | 370,800 | 397,800 |
| 48 | 212,700 | 262,900 | 306,700 | 352,200 | 371,700 | 398,500 |
| 49 | 213,800 | 264,100 | 307,700 | 353,800 | 372,600 | 399,100 |
| 50 | 214,900 | 265,200 | 309,200 | 354,600 | 373,400 | 399,700 |
| 51 | 215,900 | 266,500 | 310,700 | 355,800 | 374,200 | 400,200 |
| 52 | 217,000 | 267,800 | 312,300 | 356,800 | 375,000 | 400,600 |
| 53 | 218,100 | 268,800 | 313,900 | 357,700 | 375,700 | 401,000 |
| 54 | 219,100 | 269,900 | 315,500 | 358,800 | 376,400 | 401,300 |
| 55 | 220,000 | 271,200 | 317,100 | 359,700 | 377,100 | 401,600 |
| 56 | 221,000 | 272,500 | 318,600 | 360,800 | 377,800 | 401,900 |
| 57 | 221,500 | 273,500 | 320,100 | 361,700 | 378,300 | 402,200 |
| 58 | 222,400 | 274,500 | 321,300 | 362,400 | 378,900 | 402,500 |
| 59 | 223,200 | 275,400 | 322,500 | 363,100 | 379,500 | 402,800 |
| 60 | 224,100 | 276,500 | 323,700 | 363,800 | 380,200 | 403,100 |
| 61 | 224,800 | 277,600 | 324,400 | 364,200 | 380,600 | 403,400 |
| 62 | 225,800 | 278,600 | 325,300 | 364,800 | 381,300 | 403,700 |
| 63 | 226,600 | 279,500 | 326,100 | 365,500 | 381,900 | 404,000 |
| 64 | 227,500 | 280,500 | 326,900 | 366,200 | 382,500 | 404,300 |
| 65 | 228,200 | 281,100 | 327,800 | 366,500 | 382,900 | 404,600 |
| 66 | 229,000 | 282,000 | 328,200 | 367,200 | 383,500 | 404,900 |
| 67 | 229,900 | 282,700 | 328,900 | 367,900 | 384,100 | 405,200 |
| 68 | 231,000 | 283,600 | 329,700 | 368,600 | 384,700 | 405,500 |
| 69 | 231,700 | 284,600 | 330,500 | 368,900 | 385,100 | 405,700 |
| 70 | 232,400 | 285,400 | 331,200 | 369,500 | 385,600 | 406,000 |
| 71 | 233,000 | 286,200 | 331,900 | 370,200 | 386,100 | 406,300 |
| 72 | 233,800 | 287,000 | 332,600 | 370,800 | 386,700 | 406,600 |
| 73 | 234,600 | 287,800 | 333,100 | 371,100 | 387,000 | 406,800 |
| 74 | 235,300 | 288,300 | 333,700 | 371,700 | 387,400 | 407,100 |
| 75 | 236,000 | 288,700 | 334,200 | 372,400 | 387,800 | 407,400 |
| 76 | 236,600 | 289,200 | 334,800 | 373,000 | 388,200 | 407,600 |
| 77 | 237,300 | 289,300 | 335,100 | 373,400 | 388,500 | 407,800 |
| 78 | 238,100 | 289,700 | 335,600 | 373,900 | 388,800 | 408,100 |
| 79 | 238,900 | 289,900 | 336,000 | 374,500 | 389,100 | 408,400 |
| 80 | 239,600 | 290,300 | 336,500 | 375,000 | 389,400 | 408,600 |
| 81 | 240,200 | 290,500 | 336,900 | 375,500 | 389,600 | 408,800 |
| 82 | 240,900 | 290,700 | 337,400 | 376,100 | 389,900 | 409,100 |
| 83 | 241,600 | 291,100 | 337,900 | 376,600 | 390,200 | 409,400 |
| 84 | 242,300 | 291,400 | 338,400 | 376,900 | 390,400 | 409,600 |
| 85 | 242,900 | 291,700 | 338,700 | 377,300 | 390,600 | 409,800 |
| 86 | 243,600 | 292,000 | 339,100 | 377,800 | 390,900 |         |
| 87 | 244,300 | 292,300 | 339,600 | 378,200 | 391,200 |         |
| 88 | 245,000 | 292,700 | 340,000 | 378,600 | 391,400 |         |
| 89 | 245,600 | 293,000 | 340,300 | 379,000 | 391,600 |         |
| 90 | 246,100 | 293,400 | 340,700 | 379,500 | 391,900 |         |
| 91 | 246,400 | 293,700 | 341,200 | 379,900 | 392,200 |         |

|           |         |         |         |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 92        | 246,800 | 294,100 | 341,600 | 380,300 | 392,400 |         |
| 93        | 247,100 | 294,200 | 341,800 | 380,600 | 392,600 |         |
| 94        |         | 294,400 | 342,200 |         |         |         |
| 95        |         | 294,800 | 342,700 |         |         |         |
| 96        |         | 295,200 | 343,100 |         |         |         |
| 97        |         | 295,400 | 343,200 |         |         |         |
| 98        |         | 295,700 | 343,700 |         |         |         |
| 99        |         | 296,100 | 344,100 |         |         |         |
| 100       |         | 296,500 | 344,400 |         |         |         |
| 101       |         | 296,700 | 344,700 |         |         |         |
| 102       |         | 297,000 | 345,100 |         |         |         |
| 103       |         | 297,400 | 345,500 |         |         |         |
| 104       |         | 297,700 | 345,900 |         |         |         |
| 105       |         | 297,900 | 346,400 |         |         |         |
| 106       |         | 298,200 | 346,800 |         |         |         |
| 107       |         | 298,600 | 347,200 |         |         |         |
| 108       |         | 298,900 | 347,600 |         |         |         |
| 109       |         | 299,100 | 348,100 |         |         |         |
| 110       |         | 299,500 | 348,500 |         |         |         |
| 111       |         | 299,900 | 348,800 |         |         |         |
| 112       |         | 300,200 | 349,100 |         |         |         |
| 113       |         | 300,300 | 349,600 |         |         |         |
| 114       |         | 300,600 |         |         |         |         |
| 115       |         | 300,900 |         |         |         |         |
| 116       |         | 301,300 |         |         |         |         |
| 117       |         | 301,500 |         |         |         |         |
| 118       |         | 301,700 |         |         |         |         |
| 119       |         | 302,000 |         |         |         |         |
| 120       |         | 302,300 |         |         |         |         |
| 121       |         | 302,700 |         |         |         |         |
| 122       |         | 302,900 |         |         |         |         |
| 123       |         | 303,200 |         |         |         |         |
| 124       |         | 303,500 |         |         |         |         |
| 125       |         | 303,800 |         |         |         |         |
| 再任用<br>職員 | 187,300 | 214,800 | 254,800 | 274,200 | 289,300 | 314,700 |

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

教育職給料表

| 職員の<br>区分              | 職務<br>の<br>級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     |
|------------------------|--------------|---------|---------|---------|
|                        |              | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用<br>職員以<br>外の職<br>員 | 号給           | 円       | 円       | 円       |
|                        | 1            | 158,300 | 174,400 | 293,700 |
|                        | 2            | 159,800 | 176,500 | 296,400 |
|                        | 3            | 161,300 | 178,600 | 299,300 |

|    |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|
| 4  | 162,800 | 180,800 | 301,800 |
| 5  | 164,500 | 182,900 | 304,400 |
| 6  | 166,500 | 185,100 | 306,800 |
| 7  | 168,300 | 187,300 | 309,100 |
| 8  | 170,100 | 189,600 | 311,600 |
| 9  | 171,900 | 191,900 | 314,000 |
| 10 | 174,100 | 194,700 | 316,600 |
| 11 | 176,100 | 197,500 | 319,400 |
| 12 | 178,100 | 200,200 | 322,300 |
| 13 | 180,100 | 203,100 | 324,800 |
| 14 | 182,400 | 204,800 | 326,900 |
| 15 | 184,600 | 206,600 | 328,900 |
| 16 | 186,800 | 208,300 | 331,200 |
| 17 | 189,100 | 210,100 | 333,300 |
| 18 | 191,800 | 211,800 | 335,600 |
| 19 | 194,300 | 213,600 | 337,900 |
| 20 | 196,800 | 215,200 | 340,000 |
| 21 | 199,400 | 217,000 | 342,300 |
| 22 | 201,100 | 218,900 | 344,600 |
| 23 | 202,800 | 220,800 | 346,900 |
| 24 | 204,500 | 222,800 | 349,200 |
| 25 | 206,100 | 224,500 | 351,100 |
| 26 | 207,700 | 226,500 | 352,900 |
| 27 | 209,300 | 228,500 | 354,800 |
| 28 | 210,800 | 230,600 | 356,700 |
| 29 | 212,500 | 232,500 | 358,600 |
| 30 | 214,300 | 235,200 | 360,400 |
| 31 | 216,000 | 238,000 | 362,100 |
| 32 | 217,700 | 240,700 | 364,000 |
| 33 | 219,200 | 243,300 | 365,500 |
| 34 | 220,900 | 246,200 | 367,300 |
| 35 | 222,700 | 248,800 | 368,800 |
| 36 | 224,400 | 251,500 | 370,600 |
| 37 | 225,900 | 254,100 | 372,500 |
| 38 | 227,600 | 256,600 | 374,000 |
| 39 | 229,300 | 259,100 | 375,500 |
| 40 | 231,100 | 261,400 | 377,100 |
| 41 | 232,700 | 264,200 | 378,200 |
| 42 | 234,400 | 266,600 | 379,600 |
| 43 | 236,000 | 268,800 | 381,000 |
| 44 | 237,700 | 271,100 | 382,500 |
| 45 | 239,400 | 273,200 | 384,100 |
| 46 | 240,900 | 275,400 | 385,700 |
| 47 | 242,200 | 277,600 | 387,300 |
| 48 | 243,600 | 279,700 | 388,800 |
| 49 | 245,000 | 282,000 | 390,200 |
| 50 | 246,500 | 284,000 | 391,800 |
| 51 | 248,000 | 285,900 | 393,300 |
| 52 | 249,200 | 288,000 | 394,700 |

|     |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|
| 53  | 250,300 | 289,800 | 395,900 |
| 54  | 251,700 | 292,200 | 397,200 |
| 55  | 252,900 | 294,600 | 398,300 |
| 56  | 254,200 | 297,100 | 399,500 |
| 57  | 255,400 | 299,200 | 400,900 |
| 58  | 256,600 | 301,700 | 402,100 |
| 59  | 257,700 | 304,100 | 403,300 |
| 60  | 258,900 | 306,800 | 404,600 |
| 61  | 260,300 | 309,200 | 405,800 |
| 62  | 261,500 | 311,700 | 406,900 |
| 63  | 262,800 | 314,200 | 408,300 |
| 64  | 263,700 | 316,500 | 409,600 |
| 65  | 264,700 | 318,900 | 410,800 |
| 66  | 266,100 | 321,100 | 411,900 |
| 67  | 267,500 | 323,200 | 413,100 |
| 68  | 269,000 | 325,400 | 414,200 |
| 69  | 270,700 | 327,600 | 415,300 |
| 70  | 272,200 | 329,700 | 416,500 |
| 71  | 273,700 | 331,900 | 417,700 |
| 72  | 275,100 | 333,900 | 418,900 |
| 73  | 276,100 | 336,100 | 419,500 |
| 74  | 277,300 | 338,200 | 420,300 |
| 75  | 278,700 | 340,400 | 421,000 |
| 76  | 279,900 | 342,700 | 421,500 |
| 77  | 281,200 | 344,400 | 421,800 |
| 78  | 282,300 | 346,300 | 422,200 |
| 79  | 283,500 | 348,000 | 422,600 |
| 80  | 284,700 | 349,800 | 423,100 |
| 81  | 285,900 | 351,700 | 423,400 |
| 82  | 286,900 | 353,500 | 423,800 |
| 83  | 288,100 | 355,000 | 424,200 |
| 84  | 289,300 | 356,800 | 424,500 |
| 85  | 290,300 | 358,000 | 424,800 |
| 86  | 291,200 | 359,700 | 425,200 |
| 87  | 291,900 | 361,200 | 425,600 |
| 88  | 292,900 | 362,700 | 425,900 |
| 89  | 293,900 | 364,100 | 426,200 |
| 90  | 294,900 | 365,400 | 426,500 |
| 91  | 295,800 | 366,900 | 426,800 |
| 92  | 296,700 | 368,300 | 427,000 |
| 93  | 297,000 | 369,800 | 427,200 |
| 94  | 297,700 | 371,100 |         |
| 95  | 298,400 | 372,400 |         |
| 96  | 299,200 | 373,600 |         |
| 97  | 300,000 | 374,700 |         |
| 98  | 300,800 | 375,700 |         |
| 99  | 301,600 | 376,700 |         |
| 100 | 302,400 | 377,700 |         |
| 101 | 303,300 | 378,600 |         |

|     |         |         |  |
|-----|---------|---------|--|
| 102 | 303,800 | 379,600 |  |
| 103 | 304,300 | 380,600 |  |
| 104 | 304,800 | 381,600 |  |
| 105 | 305,000 | 382,400 |  |
| 106 | 305,400 | 383,400 |  |
| 107 | 305,700 | 384,300 |  |
| 108 | 305,900 | 385,300 |  |
| 109 | 306,100 | 386,100 |  |
| 110 | 306,300 | 387,100 |  |
| 111 | 306,600 | 388,100 |  |
| 112 | 306,900 | 389,100 |  |
| 113 | 307,100 | 389,700 |  |
| 114 | 307,300 | 390,600 |  |
| 115 | 307,500 | 391,600 |  |
| 116 | 307,800 | 392,500 |  |
| 117 | 308,100 | 393,300 |  |
| 118 | 308,400 | 394,000 |  |
| 119 | 308,700 | 394,800 |  |
| 120 | 309,000 | 395,600 |  |
| 121 | 309,100 | 396,200 |  |
| 122 | 309,300 | 397,000 |  |
| 123 | 309,600 | 397,700 |  |
| 124 | 309,900 | 398,400 |  |
| 125 | 310,200 | 399,100 |  |
| 126 |         | 399,800 |  |
| 127 |         | 400,300 |  |
| 128 |         | 400,900 |  |
| 129 |         | 401,600 |  |
| 130 |         | 402,200 |  |
| 131 |         | 402,700 |  |
| 132 |         | 403,200 |  |
| 133 |         | 403,500 |  |
| 134 |         | 403,800 |  |
| 135 |         | 404,100 |  |
| 136 |         | 404,400 |  |
| 137 |         | 404,700 |  |
| 138 |         | 405,000 |  |
| 139 |         | 405,300 |  |
| 140 |         | 405,600 |  |
| 141 |         | 405,900 |  |
| 142 |         | 406,200 |  |
| 143 |         | 406,500 |  |
| 144 |         | 406,900 |  |
| 145 |         | 407,100 |  |
| 146 |         | 407,400 |  |
| 147 |         | 407,700 |  |
| 148 |         | 407,900 |  |
| 149 |         | 408,100 |  |

|           |  |         |         |         |
|-----------|--|---------|---------|---------|
| 再任用<br>職員 |  | 227,600 | 274,100 | 328,100 |
|-----------|--|---------|---------|---------|

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第 2 の 2 (第 4 条関係)

特定任期付職員給料表

| 号給 | 給料月額    |
|----|---------|
|    | 円       |
| 1  | 373,000 |
| 2  | 421,000 |
| 3  | 471,000 |
| 4  | 532,000 |
| 5  | 607,000 |
| 6  | 709,000 |
| 7  | 829,000 |

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第 2 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 4 項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第 2 号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第 20 条第 4 項及び第 21 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（第 20 条第 4 項及び第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成29年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 規 則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第23号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第 1 条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の105以上100分の170以下」を「6月に支給する場合には100分の105以上100分の170以下、12月に支給する場合には100分の117以上100分の190以下」に改め、同条第2号中「100分の93以上100分の105未満」を「6月に支給する場合には100分の93以上100分の105未満、12月に支給する場合には100分の104以上100分の117未満」に改め、同条第3号中「100分の85以上100分の93未満」を「6月に支給する場合には100分の85以上100分の93未満、12月に支給する場合には100分の95以上100分の104未満」に改め、同条第4号中「100分の85未満」を「6月に支給する場合には100分の85未満、12月に支給する場合には100分の95未満」に改める。

第13条の2第1号中「100分の40超」を「6月に支給する場合には100分の40超、12月に支給する場合には100分の45超」に改め、同条第2号中「100分の40」を「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」に改め、同条第3号中「100分の40未満」を「6月に支給する場合には100分の40未満、12月に支給する場合には100分の45未満」に改める。

第2条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「6月に支給する場合には100分の105以上100分の170以下、12月に支給する場合には100分の117以上100分の190以下」を「100分の111以上100分の180以下」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の93以上100分の105未満、12月に支給する場合には100分の104以上100分の117未満」を「100分の99以上100分の111未満」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の85以上100分の93未満、12月に支給する場合には100分の95以上100分の104未満」を「100分の90以上100分の99未満」に改め、同条第4号中「6月に支給する場合には100分の85未満、12月に支給する場合には100分の95未満」を「100分の90未満」に改める。

第13条の2第1号中「6月に支給する場合には100分の40超、12月に支給する場合には100分の45超」を「100分の42.5超」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の40未満、12月に支給する場合には100分の45未満」を「100分の42.5未満」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

\* \* \*

宮津市B&G海洋センター条例施行規則をここに公布する。

平成29年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第24号

宮津市B&G海洋センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市B&G海洋センター条例(平成29年条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 条例第7条に規定する宮津市B&G海洋センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 条例第7条に規定するセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第1及び第3月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

3 条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 市長は、指定管理者が条例第2条第1号に掲げる業務を行うことができない場合であって、センターの管理のため必要があると認めるときは、第1項又は第2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

（使用の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、宮津市B&G海洋センター使用申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。その申請の内容を変更するときも、また同様とする。

（使用の許可）

第4条 指定管理者は、申請書を受理し、適当と認めるときは、使用を許可するものとする。

（利用料金の承認）

第5条 指定管理者が条例第5条第2項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、宮津市B&G海洋センター利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宮津市B&G海洋センター利用料金承認書を指定管理者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を告示するものとする。

（利用料金の精算）

第6条 既納の利用料金に不足が生じたときは、使用終了後直ちに精算しなければならない。条例第5条第5項の規定により使用料を納付したときも、また同様とする。

（利用料金の還付基準）

第7条 条例第5条第4項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の管理上の都合により使用の許可を取り消したとき 10分の10

(2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき 10分の8以内

(3) 使用日の1月前までに使用の取消し又は変更を申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき 10分の8以内

(4) 使用日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認められたとき 10分の5以内

（利用料金の減免基準）

第8条 条例第6条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が使用するとき 10分の10

(2) 宮津市立小学校条例（昭和39年条例第17号）第1条に規定する小学校、宮津市立中学校設置条例（昭和39年条例第18号）第1条に規定する中学校若しくは与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の教育課程における活動又は宮津市立幼稚園設置条例（昭和49年条例第28号）第1条に規定する幼稚園若しくは宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）第2条に規定する保育所による保育活動に使用するとき 10分の10

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津市B&G海洋センター利用料

金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 センターの使用の許可を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けた場所及び設備以外のものを使用しないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理に支障をきたすような行為をしないこと。
- (5) その他指定管理者の指示に従うこと。

(禁止行為)

第10条 センターを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 風紀を乱し、又は他の使用者に迷惑をおよぼすような行為をすること。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失すること。
- (4) その他指定管理者が体育館の管理上必要と認めて禁止する行為

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による利用料金の額の設定は、この規則の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

## 告 示

宮津市告示第134号

宮津市台風18号被災者義援金配分委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年12月11日

宮津市長 井上正嗣

宮津市台風18号被災者義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成29年9月に来襲した台風18号により被災した市民に対し、本市内外から寄せられた義援金を公正かつ適切に配分するため、宮津市台風18号被災者義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、義援金に関する次の事項について審議する。

- (1) 配分対象に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) その他配分に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会の代表者

(2) 社会福祉関係団体の代表者

(3) 市の職員

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉介護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、義援金の配分が完了した日にその効力を失う。

\* \* \*

宮津市告示第135号

宮津市お試し住宅事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月11日

宮津市長 井上正嗣

宮津市お試し住宅事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市お試し住宅事業実施要綱（平成29年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるところにより、無料とすることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年3月17日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 梅ヶ谷自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 杉山雄作

3 変更年月日 平成29年2月22日

4 変更の理由 団体役員の変更による。

平成29年12月25日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第137号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成29年12月25日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第107号

(1) 名称 タニグチ電工

(2) 所在地 (変更前) 与謝郡与謝野町字幾地1178番地の1  
(変更後) 与謝郡与謝野町字幾地1693番地の3

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第138号

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年告示第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2月1日」を「1月4日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第139号

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年告示第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2月1日」を「1月4日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

## 記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 川崎 真二
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
平成29年12月26日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

## 宮津市告示第141号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成29年12月27日

宮津市長 井上正嗣

- 1 宮津会館（宮津市字鶴賀2164番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
代表者 理事長 森 口 英 一  
所在地 宮津市字浜町3000番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
代表者 理事長 森 口 英 一  
所在地 宮津市字浜町3000番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 世屋高原家族旅行村（宮津市字松尾96番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 世屋高原活用協議会  
代表者 代表 西 原 美知子  
所在地 宮津市字木子1017番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 宮津市天橋立ユース・ホテル（宮津市字中野905番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 一般財団法人京都ユースホテル協会  
代表者 会長 堀 場 厚  
所在地 京都市右京区太秦中山町29 宇多野ユース・ホテル内
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 宮津市福祉センター（宮津市字鶴賀2085番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会  
代表者 会長 細 見 節 夫  
所在地 宮津市字鶴賀2085番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 6 宮津市デイサービスセンター松寿園（宮津市字惣420番地の1）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 社会福祉法人北星会  
代表者 理事長 今 出 陽一朗  
所在地 宮津市字宮村1277番地
  - (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 7 宮津市デイサービスセンターはまなす苑（宮津市字由良1289番地の1）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 社会福祉法人北星会

- 代表者 理事長 今 出 陽一朗  
所在地 宮津市字宮村1277番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 8 由良診療所（宮津市字由良761番地の1）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 YMSほりかわ  
代表者 代表 堀 川 義 治  
所在地 宮津市字獅子崎1162番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 9 宮津市林業振興センター（宮津市字須津2268番地の4）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 宮津地方森林組合  
代表者 代表理事組合長 三 野 茂 春  
所在地 宮津市字須津2268番地の4
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 10 宮津市海洋釣り場（宮津市字小田宿野816番地の1地先）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 小田宿野自治会  
代表者 会長 狩 野 清 貴  
所在地 <省 略>
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

————— \* \* \* —————

宮津市告示第142号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成29年12月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第72号

- (1) 名 称 山崎工務店株式会社  
(2) 所 在 地 与謝郡与謝野町字三河内2035番地  
(3) 代 表 者 代表取締役 山 崎 善 重

## 公 告

宮津市公告第60号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年12月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下掲示済)

————— \* \* \* —————

宮津市公告第61号

平成30年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【後期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年12月13日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 受験番号

I 1 0 0 5      I 1 0 0 9      O 5 0 0 1      S 7 0 0 2  
X 9 0 0 1

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第62号

## 公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年12月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下揭示済)

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第63号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成29年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成29年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間  
自 平成29年12月25日  
至 平成30年1月9日
- 2 縦覧の場所  
宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

## 教育委員会

## 《告 示》

## 宮津市教育委員会告示第18号

平成29年第16回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月18日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 平成29年12月21日（木）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔宮津阪急ビル(ミップル)〕4階  
応接会議室

————— \* \* \* —————

## 宮津市教育委員会告示第19号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第4号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成29年12月27日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）
  - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
代表者 理事長 森 口 英 一  
所在地 宮津市字浜町3000番地

- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
 名称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
 代表者 理事長 森口英一  
 所在地 宮津市字浜町3000番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
 名称 公益財団法人宮津市民実践活動センター  
 代表者 理事長 森口英一  
 所在地 宮津市字浜町3000番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 重要文化財旧三上家住宅（宮津市字河原1850番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地  
 名称 元結屋27  
 代表者 会長 大江昌嗣  
 所在地 宮津市字河原1850番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 公平委員会

### 《告 示》

宮津市公平委員会告示第1号

地方公務員法(昭和25年法律261号)第10条第1項の規定により、宮津市公平委員会委員長に次の者を  
 選任したので、宮津市公平委員会規則(昭和41年公平委規則3号)第2条第4項の規定により告示する。

| 住 所   | 氏 名     |
|-------|---------|
| <省 略> | 小 谷 淳 一 |

平成29年12月18日

宮津市公平委員会